

平成 30年5月 11日

各位

会 社 名 株式会社 不動テトラ 代表者名 代表取締役社長 奥田眞也 (コード番号1813 東証第Ⅰ部)

問合せ先 役職・氏名執行役員管理本部総務人事部長 西 公博

TEL: 03-5644-8500

株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式併合について、平成30年6月22日に開催予定の第72期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、次の通りお知らせ致します。

一、株式併合

1. 併合の目的

当社の発行済株式総数は、平成30年3月31日現在で182,025,228株となっております。この株式数については、東京証券取引所市場第一部の上場企業(建設業)の平均上場株式数(103社の平均105,057千株)と比べて多く、さらに当社と同規模(総資産500億円未満)の東京証券取引所市場第一部の上場企業(建設業)の平均上場株式数(25社の平均40,068千株)と比較して約4.5倍となっており、当社の企業規模に照らし過大となっております。また、当社の投資単位の水準は、平成30年3月30日現在、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準(5万円以上50万円未満)の下限を下回っております。

この結果、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい要因にもなりうるものであり、株主及び一般投資家の皆様への影響は決して小さくないと考えております。

このような状況を踏まえ、今般、本株主総会において株主様のご承認を得ることを条件として、10 株を 1 株に併合する株式併合(以下、「本株式併合」といいます。)を実施することといたしました。本株式併合の併合割合につきましては、株主の地位を失うことになる株主様の状況を踏まえつつ、東京証券取引所市場第一部の上場企業(建設業)の投資単位の平均水準(103 社の平均 24 万 9 千円)も考慮して、慎重に決定したものです。

本株式併合により、発行済株式総数を当社の企業規模に見合った適正な水準にすることで、今後は、 当社の株主還元方針に沿ったより柔軟な利益配当を行うことができ、また、1 株当りの諸指標、株価に ついても上場している同業他社との比較が容易になるなど、株主様の利益につながるものと考えており ます。

また、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めているところであり、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものとしております。

2. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月28日)の最終の株主名簿に記載された 株主様のご所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数	182, 025, 228 株
併合により減少する株式数	163, 822, 706 株
併合後の発行済株式総数	18, 202, 522 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数 に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(4) 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数	272, 559, 104 株
併合後の発行可能株式総数	27, 255, 910 株

(注)「併合後の発行可能株式総数」は、本株式併合により実質的な授権資本枠の拡大にならないよう、併合前の発行可能株式総数に本株式併合の併合割合(10分の1)を乗じた数(小数点以下切り捨て)としております。

3. 併合により減少する株主数

本株式併合により、10 株未満の株式を所有されている株主様については、株主の地位を失うことになります。平成30年3月31日現在の株主名簿による株主構成を前提にしますと、その株主様は328名(その所有株式数合計803株)となります。

また、本株式併合により、保有株式 100 株以上 1,000 株未満の株主様については、保有株式の全てが単元未満株式となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うことになります。平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿による株主構成を前提にしますと、その株主様は 12,225 名(その所有株式数合計 3,403,955 株) となります。

<平成30年3月31日現在の株主名簿による株主構成>

	株主数(割合)	所有株式数(割合)				
総株主数	25,328名(100.00%)	182,025,228株 (100.00%)				
10株 未満所有株主	328名(1.30%)	803株(0.00%)				
10株 以上 100株 未満所有株主	672名(2.65%)	34,162株(0.02%)				
100 株 以上 1,000 株 未満所有株主	12,225名(48.27%)	3,403,955株(1.87%)				
1,000 株 以上所有株主	12,103名(47.79%)	178, 586, 308 株(98. 11%)				

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第1項および当社の定款により、株主様が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第1項の規定により、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することもできます。具体的な手続は、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

4.1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分又は自己株式として買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

6. 併合の日程

(1) 取締役会決議 平

平成30年5月11日

(2) 定時株主総会決議日平成30年6月22日(予定)(3) 株式併合の基準日平成30年9月30日(予定)(4) 株式併合の効力発生日平成30年10月1日(予定)

二、定款の一部変更

1. 変更の理由

当社の現行定款第6条(発行可能株式総数)の規定については、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合により、発行可能株式総数が27,255,910株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。

なお、この定款変更は、本株式併合に係る議案が本株主総会で承認可決されることを条件にして、本 株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)にその効力が生じます。

2. 変更の内容(変更部分は下線の通りです。)

現 行	変更後	
第2章 株 式	第2章 株 式	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、	
<u>2億7, 255万9, 104株</u> とする。	<u>2,725万5,910 株</u> とする。	

以上

<添付資料> (ご参考) 株式併合に関するQ&A

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

- Q1. 株式併合とはどのようなことですか?
- A1. 株式併合とは、数個の株式を併せて、それより少数の株式とする、会社法で認められた行為です。 例えば、2株を1株にすることや5株を1株にすることです。今回の株式併合は、10株を1株にすることを予定しております。
- Q2. 株式併合の目的は何ですか?
- A 2. 当社の発行済株式総数 (182,025,228 株) は、当社の調査によりますと、平成 30 年 3 月 30 日現在の東京証券取引所市場第一部の上場企業 (建設業)の平均上場株式数 (103 社の平均 105,057 千株)より多く、とりわけ当社と同規模 (総資産 500 億円未満)の東京証券取引所市場第一部の上場企業 (建設業)の平均上場株式数 (25 社の平均 40,068 千株)の約4.5 倍と多く、当社の企業規模に比べ過大となっております。

また、当社の投資単位の水準(平成30年3月30日時点の株価での投資単位の水準は18,900円)は、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を下回っており、また、当社の調査によりますと、東京証券取引所市場第一部の上場企業(建設業)の投資単位の水準(103社の平均24万9千円)の約13分1となっております。

そのため、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として 大きな株価の変動を招きやすい状態と考えられ、株主及び一般投資家の皆様への影響も小さくない と認識しております。

このような状況を踏まえ、本株主総会における株主様のご承認を得ることを条件に 10 株を1株にする株式併合を実施することにより、発行済株式総数を当社の企業規模に見合った適正な水準とし、当社の株式の投資単位の水準を、東京証券取引所市場第一部の上場企業(建設業)の投資単位の水準を踏まえつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準の範囲に引き上げたいと考えております。

なお、発行済株式総数が当社の企業規模に見合った適正な水準となることで、今後は当社の株主還元方針に沿ったより柔軟な利益配分を行うことができるとともに、1株あたりの諸指標(利益・純資産、配当)や株価について他の上場会社との比較が容易になるものと考えられます。

- Q3. このように企業規模に見合わない発行済株式総数になったのはなぜですか?
- A3. このような発行済株式総数になっておりますのは、平成18年10月1日の株式会社テトラとの合併 以前の当社において実施された事業、財務の再構築(建築事業の営業譲渡、金融支援、減資・第三 者割当増資、不動産の資産処分等)により、大きく総資産が減少する一方、第三者割当増資による 普通株式の増加や同時に発行された優先株式及びその後に資金調達のために発行された無担保転 換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換請求権の行使による普通株式の増加などが影響し ております。
- Q4. 株式併合の割合について、なぜ10株を1株にすることにしたのですか?
- A4. 東京証券取引所市場第一部の上場企業(建設業)の平均上場株式数およびその投資単位の水準などを参考のうえ、当社の企業規模に照らし適正な発行済株式総数、投資単位の水準を検討するとともに、株式併合を実施した場合の株主様への影響、とりわけ株主の地位を失う株主様への影響も考慮して、慎重に決定したものです。

今回の株式併合により株主の地位を失うことになる株主様や新たに単元未満株主となる株主様には ご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

- Q5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか?
- A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の1となりますが、株式併合の前後で会社の 資産や資本の状況に変動はないため、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。

そのため、株式市況の変動等、他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。また、株式併合の効力発生後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

以上の通り、株主様がご所有の株式につきましては、今回の株式併合により、その資産価値、市場価値について基本的に変動が生じるものではありません。

- Q6. 株式併合により株主の所有株式数や議決権はどうなりますか?
- A 6. 株式併合の効力発生後の株主様のご所有株式数は、平成 30 年9月 30 日の株式名簿に記録された ご所有株式数に今回の併合割合である10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合 は、これを切り捨てます)となります。

また、議決権数は、株式併合後のご所有株式数 100 株につき1個となります。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数および議決権数は、具体的には次の通りとなります。

効力発生前		効力発生後			
ご月	听有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例1	34,000 株	340 個	3,400 株	34 個	なし
例2	5,414 株	54 個	541 株	5 個	0.4 株
例3	1,000 株	10 個	100 株	1 個	なし
例4	598 株	5 個	59 株	なし	0.8 株
例5	100 株	1 個	10 株	なし	なし
例6	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ○例1、3に該当する株主様は特段のお手続きは必要ございません。
- ○例2、4、5に該当する株主様については、その保有する株式の全部又は一部が単元未満株式 (株式併合後において、例2は41株、例4は59株、例5は10株が単元未満株式)となり ます。
 - なお、株式併合の効力発生後に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます(買取りおよび買増しに伴う当社に支払う手数料は無料です)。
- ○例2、4、6において発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して売却又は自己株式として取得し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、平成30年11月中旬頃にお知らせすることを予定しております。
- ○例6の株式併合の効力発生前のご所有株式が 5 株の株主様は、今回の株式併合により全ての ご所有株式が端数株式になり、当社の株主の地位を失うことになります。

なお、本株式併合の効力発生前までに、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

- Q7. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか?
- A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の1となりますが、株式併合の効力発生後において、当社の株主還元方針(配当性向等)を踏まえ、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を

設定させていただきますので、業績その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配 当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数 株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

- Q8. 株式併合により端数株式が生じないようにする方法はありますか?
- A8. 株式併合の効力発生前に 10 で割り切れない数の株式を保有されている株主様につきましては、株式併合の効力発生後に端数株式が生じます。このような株主様につきましては、株式併合の効力発生前までに、単元未満株式の買取りや買増し制度をご利用いただくことが可能です。なお、当社に支払う手数料は必要ありません。

具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

- Q9. 株式併合により単元未満株式が生じます。株式併合により単元未満株式が生じないようにする方法 はありますか?
- A9. 今回の株式併合においては、当社の現在の単元株式数100株に変更はございませんので、株式併合の効力発生前であって、1,000で割り切れない数の株式を保有されている株主様につきましては、株式併合の効力発生後に単元未満株式が生じます。このような株主様につきましては、株式併合の効力発生前までに、単元未満株式の買取りや買増し制度のご利用や市場での売買により1,000で割り切れる数の保有株式数(1,000株の単位の株式数)としていただくことで、株式併合により単元未満株式が生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

- Q10. 株式併合により単元未満株式が生じます。併合後においても買取りや買増しができますか?
- A10. 株式併合の効力発生後においても、単元未満株式の買取りや買増し制度のご利用は可能です。なお、当社に支払う手数料は必要ありません。

具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

- Q11. 投資単位(最低投資金額) はどうなりますか?
- A11. 平成30年3月30日現在の東京証券取引所における終値189円を例に挙げると、株式併合の効力発生前における投資単位は、次のとおりです。

併合前 189 円/株 ×100 株 = 18,900 円

上記の株価を前提にしますと、株式併合の効力発生後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

併合後 1,890 円/株 ×100 株 =189,000 円

※ 株価は、株式併合に伴い、理論上は10倍となります。

- Q12. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。
- A12. 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

平成 30 年 5月11日 取締役会決議

平成30年6月22日(予定) 定時株主総会の決議日

平成30年9月30日(予定) 株式併合の基準日

平成30年10月1日(予定) 株式併合の効力発生日

平成 30 年 10 月 下旬 (予定) 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成 30 年 11 月 下旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

Q13. 株主自身で、何か手続きをしなければならないのですか?

A13. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 株主名簿管理人 三菱UF J信託銀行株式会社

同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

以上